

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年9月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパースポーツゼビオ名取店
名取市増田字関下213-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 友良
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 地区計画に「かき又はさくの構造の制限」の項目があるので、それらに関する工事等を行う場合は、事前に届出されたい。
 - (2) 荷さばき施設への搬入車両入口が住宅地の生活道路に面していることから、商品搬入時の車両待機場所の確保、アイドリングストップ等徹底し、地域住民の迷惑とならないよう配慮されたい。
 - (3) 東方面からの来店者車両の駐車場への誘導は、一般的に都市計画道路大手町下増田線を利用し、出入口No.3からの右折による進入と思われるが、当該出入口については右折入出庫を制限するとしていることから、主要誘導路線沿いに案内誘導看板設置等による円滑な誘導に配慮されたい。
 - (4) 所要箇所への看板設置、誘導員の配置等検討されたい。
 - (5) 新装開店時、繁忙期等の混雑が予想されるときは車両出入口等に交通誘導員等配置し、歩行者の安全確保及び駐車場空きスペースへの車両の円滑な誘導に対処されたい。
 - (6) 出入口付近における歩行者、自転車との接触事故を防ぐための交通誘導員の配置や視界が遮られるようなフェンス等工作物の設置に留意され、万が一にも見通しが悪い場合には、カーブミラー等の安全施設の整備等対応されたい。
 - (7) 歩行者の視界確保に配慮されたい。
 - (8) 店舗北側は住宅地となっていることから、来退店車両が生活道路へ進入し、騒音、路上駐車等発生しないよう留意されたい。
 - (9) 商品の陳列方法を工夫し、店内における死角を作らないよう努めるとともに、盗難防止機器等による万引き防止対策について配慮されたい。

- (10) 営業時間外の駐車場入口の施錠等，夜間における青少年等のたまり場とならないように適切な防犯対策に配慮されたい。
- (11) 多数の来客者の駐車自家用車に駐車場荒らし等発生しないよう，駐車向き，照明の明るさ等工夫され，駐車場において死角が生じないように配慮願いたい。
- (12) たまり場にならないよう，トイレ・階段・休憩場所の管理及び閉店後の施設（特に駐車場等）閉鎖について徹底されたい。
- (13) 店舗の万引き防止対策について配慮されたい。
- (14) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など関係機関との連携を図り，青少年の非行防止に協力されたい。
- (15) 市道関下植松線へのガードマンの配置（3箇所）について，道路管理者（建設課）と個別の協議の機会を設けられたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成21年9月9日から平成21年10月9日まで（ただし，閉庁日を除く。）